技術開発部門における設計・施工管理の開発業務 留意事項

- 1. 設計業務の品質・性能向上等に資する新技術・新仕様等の技術開発業務(10-12)について
- (1) 当該業務については、申請者が所属する技術開発部門が設計部門と協議の上で設計の品質 や性能向上等が見込まれる新技術や新仕様等の開発業務を行い、申請者が実際にその業務を 担当した場合に登録申請を可能としています。
- (2) 当該業務は「①建築物の設計に関する実務」として整理を行っている関係上、当該業務に おいて開発した新技術や新仕様等が具体の建築物の設計に活用・利用(含:近々に活用・利 用が確定しているもの)されている事が要件となります。
 - ※省エネ計算プログラム、設備負荷計算プログラム等のプログラム開発業務については、コード番号 1C-03 の実務である「建築士事務所で行われる標準的な設計を行なう業務(建築士事務所から外注された先での業務を含む)」で登録申請が可能(例示コード表には「構造計算プログラムの開発など」と例示されている)。
- (3) 当該業務の場合、実務経歴書・実務経歴証明書に加えて「建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門に所属し、設計関連の新技術・新仕様の開発業務(10-12) を行った旨の申告書」を記載の上で申請する必要があります。
- 2. 建築一式工事の施工管理業務に資する新技術・新工法の技術開発業務(50-11)について
- (1) 当該業務については、申請者が所属する技術開発部門が施工管理部門と協議の上で建築一式工事の施工管理業務に関連する新技術や新工法等の開発業務を行い、申請者が実際にその業務を担当した場合に登録申請を可能としています。
- (2) 当該業務は「⑤工事の施工の技術上の管理に関する実務」として整理を行っている関係上、 当該業務において開発した新技術や新工法等が具体の建築物の建築一式工事の施工管理に活 用・利用(含:近々に活用・利用が確定しているもの)されている事が要件となります。
- (3) 当該業務の場合、実務経歴書・実務経歴証明書に加えて「建設会社・住宅メーカー等の技術開発部門に所属し、建築一式工事の施工管理技術の向上・改善に資する業務(50-11)を行った旨の申告書」を記載の上で申請する必要があります。

3. その他 (共通)

- (1)上記1及び2のいずれにおいても、この取扱が適用されるのは業務始期が令和2年3月1日以降(Cコード期間)の場合に限ります。
 - ※平成 20 年 11 月 29 日~令和 2 年 2 月 29 日の間 (B コード期間) に行った当該業務は免許登録 の対象外です。

- (2) 上記1及び2のいずれにおいても、申請可能な建築実務経験期間は検討の開始から成果物の作成(含: 社内報告書・取扱マニュアル等の作成)までとします。
 - ※取扱マニュアル等を利用した社内普及啓発業務の実施期間は対象外となります。
- (3) コード番号 12C-01 の実務である「建築物に係る研究(査読を経て学会誌に掲載されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。)」による登録申請については 従来から可能であり、この取扱を変更するものではありません。
 - ※現在、対象となっている学会誌は、以下のとおりです。
 - ○日本建築学会のいわゆる学会4誌
 - · 論文集(構造系論文集、計画系論文集、環境系論文集)
 - 技術報告集
 - Japan Architectural Review (JAR)
 - Journal of Asian Architecture and Building Engineering (JAABE)
 - ○空気調和・衛生工学会論文集の学術論文と技術論文 (空衛学会で建築物に係る内容であると認められた論文)
- (4)企業と大学とが共同で技術開発を行った場合の大学側担当者については、この取扱は適用 しません。上記(3)によって登録申請を行なう事は、従来から可能です。